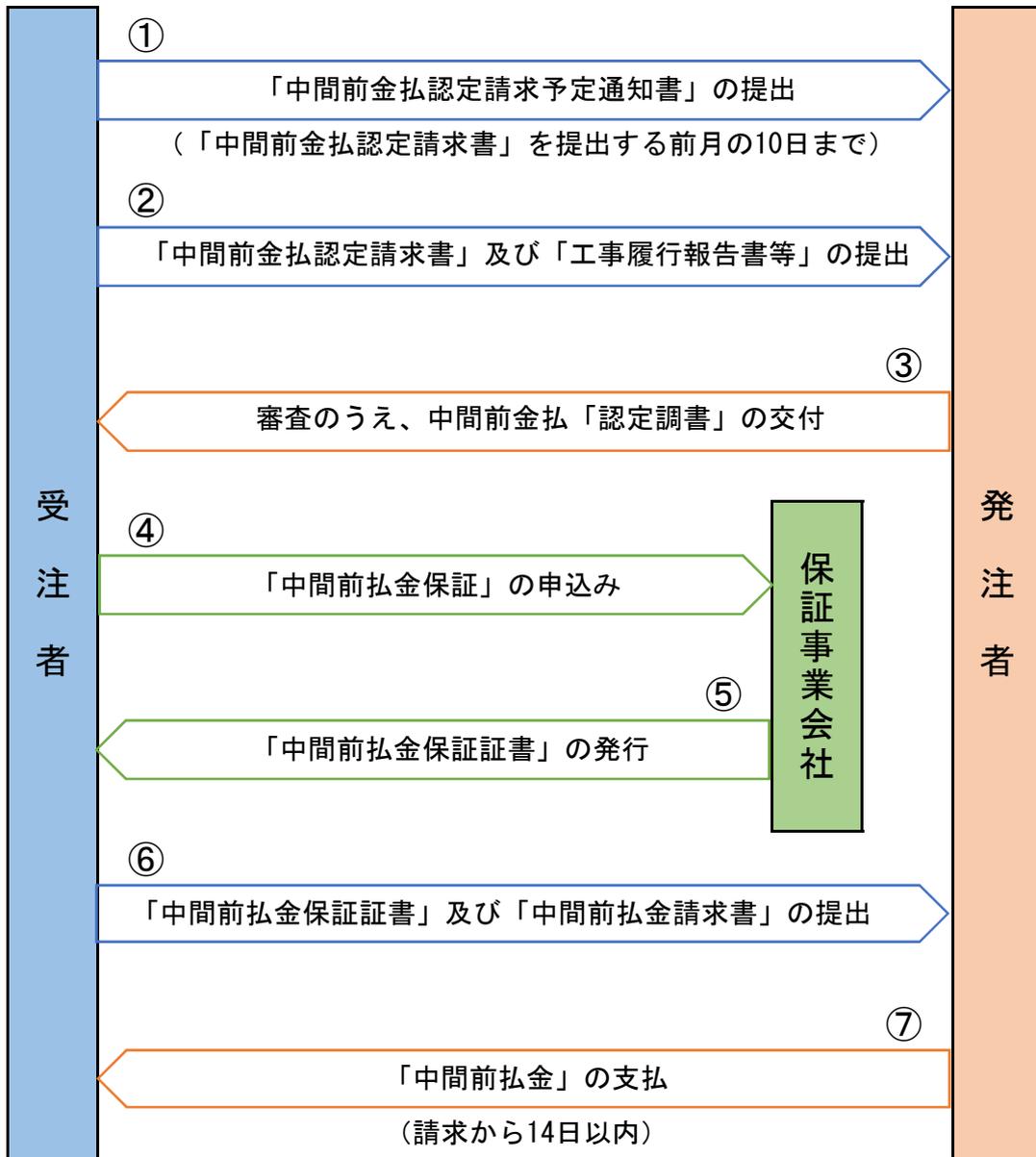


中間前金払に係る事務手続きフロー



※ 中間前払金の対象となるのは、次のすべてを満たす場合です。

- (1) 既に前払金を支出していること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) (2)の時期までに実施すべき工事が行われており、工事の進捗額が請負代金額の2分の1以上であること。
- (4) 発注者へ保証事業会社が交付する「中間前払金保証証書」を寄託すること。